

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、晴田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 8 年 6 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	松本 一弘	小城市小城町晴気2817番地	令和 8 年 3 月 31 日 退任
〃	久保 正明	〃 〃 〃 3197番地	〃
〃	西 龍雄	〃 〃 〃 2364番地 1	〃
〃	原 義彦	〃 〃 〃 2419番地 1	〃
〃	原田 繁美	〃 〃 〃 64番地17	〃
〃	江里口 和徳	〃 〃 〃 2520番地 1	〃
〃	野中 陽介	〃 〃 〃 1489番地 2	〃
監事	中尾 勝吉	〃 〃 〃 2170番地	〃
〃	水田 智士	〃 三日月町堀江129番地 6	〃
理事	森永 正保	〃 小城町晴気3597番地 5	令和 8 年 4 月 1 日 就任
〃	眞子 文哉	〃 〃 〃 3125番地	〃
〃	松本 康博	〃 〃 〃 2845番地	〃
〃	江里口 拓哉	〃 〃 〃 2545番地 2	〃
〃	北島 広	〃 〃 〃 2317番地 1	〃
〃	北島 隆	〃 〃 〃 1990番地 1	〃
〃	岡本 晃	〃 〃 〃 1459番地 4	〃
監事	原 勝利	〃 〃 〃 2491番地 3	〃
〃	水田 智士	〃 三日月町堀江129番地 6	〃